

船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画

(船橋市感染症予防計画)

【 素案の作成にあたって 】

1. 基本的な考え方

- 平時から新たな感染症の発生及びまん延を防止するとともに、感染症の発生及びまん延時に備えた体制整備に重点をおき、市として感染症対策に取り組んでいく。
- 国の指針である「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び「千葉県感染症予防計画(素案)」(以下、県予防計画)に即した計画となっている。
- 県予防計画に即した計画としているが、感染症の発生期や感染拡大期等に迅速に対応できるよう、市として平時から行う事項を計画に盛り込んだ。

※本素案は現時点における県予防計画に即して作成しており、12月に開催される県連携協議会における協議の結果等により市予防計画も変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は改めてお知らせいたします。

2. 策定のポイント ～医療提供体制のひっ迫を防ぎ、市民の生命と健康を守るため～

①感染の急拡大やその予兆が見られた際の迅速な対応

- 本市は都心と近いことから人の往来が活発であり、実際に県内でも本市が早い段階で感染が拡大し始めたことに鑑み、県全体よりも早期に感染症に対する体制の整備が求められる。そのため県の体制整備が整う前に早期に感染拡大が生じた場合には、県や市医師会等の関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう平時から検討し、共通理解を図っておく。
- 基本的には、市は県の医療提供体制に協力しながら施策を講じていくが、より緊急的な対応が必要となった場合に県の体制に加えて、迅速に必要な施策(医療機関の役割分担・夜間休日の患者受入れの輪番制度等)を実施する。当該施策の実施の時期や内容については、平時から県や市医師会等の関係団体と協議し合意形成を図っておく。
- 宿泊施設を確保する場合には、市医師会等の関係団体と協議を行い、隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか検討を行う。宿泊施設のあり方や確保については県との役割分担を検討しておく。

②感染症対応を行うための体制の確保

- 新興感染症のまん延が想定される場合など、必要がある場合には、市全体の方針を決定するため、市長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、市保健所は感染症対策の中核機関として実務全般を行うため、保健所長を本部長とする「保健所本部」を設置する。
- 市保健所の強化を図るため、流行開始から1か月間に想定される業務量に対応するために必要な市職員等の養成を図る。

③高齢者施設や障害者施設等での感染症対策の支援

- 高齢者施設及び障害者施設等は、感染症の対策について、平時から研修や訓練を行う。市保健所及び施設所管課は必要に応じて、これに対して支援・協力を行う。

④市民等へ広く・正しい情報の周知

- 市においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うこと、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供すること、市民においては感染症について正しい知識を持ち、自ら予防することが重要。
- 市は国・県及び県衛生研究所等からの情報提供や市の感染症発生動向調査の分析等の取り組みに基づき、国内外の感染症に関する情報を広く関係機関や市民へ周知・啓発を図る。